

岩手県告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成24年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 奥州市胆沢区若柳字横岳前山11・字西前川山1・3・字東前川山1（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - （2） 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
  - （3） 解除の理由 ダム用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 奥州市胆沢区若柳字谷子沢1の15（国有林）、1の14・1の153・1の214・1の218（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - （2） 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
  - （3） 解除の理由 ダム用地とするため
- 3（1） 解除予定保安林の所在場所 奥州市胆沢区若柳字尿前1の6・1の14（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - （2） 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
  - （3） 解除の理由 ダム用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び奥州市役所に備えておいて縦覧に供する。